

(別紙様式1)
年 月 日

都道府県施設登録担当部局長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ベトナム向け輸出水産食品施設登録確認申請書

下記の施設について、「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁官通知)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。なお、登録後に登録施設の名称及び所在地を公表することを承認します。

記

1. 加工施設の名称及び所在地

(日本語)

(英語)

2. 加工施設の情報

| | 該当の有無※ | 登録番号等※※ |
|--|--------|---------|
| 食品衛生法に基づく営業許可を有する施設 | | |
| 条例による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設 | | |
| 食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設 | | |
| 漁業法等に基づき、適法に漁業を営んでいる養殖場（活水産動物に限る。） | | |

※登録申請施設が該当するものに○をつけること。 ※※許可証等の写しを添付すること。

3. 輸出品目

(日本語)

(英語)

4. 施設の連絡先（メールアドレス又はFAX番号）

(別紙様式2)

Appendix 3

Summary on Food hygiene and safety conditions of the food business operator (事業者の食品衛生安全条件の概要)

1. Business name (登録施設の名称) :

2. Address (登録施設の住所) :

3. Products (輸出品目) :

4. Production conditions (production chain and export)
(生産状況 (生産工程及び輸出)) :

Farming and processing areas (養殖場及び加工施設の名称及び住所) :

Farming, harvesting, preparation and processing methods
(養殖、漁獲、前処理及び製造方法) :

Feed handling and control measures applied in farming process
(養殖行程で用いられる取扱い及び管理方法) :

Packing (labeling), transport and distribution methods
(包装形態 (表示)、輸送及び流通方法) :

Inner packaging (内装形態) : Box, Bag, Other()

Quality of material (材質) : Paper, Other()

External packaging (外装形態) : Box, Bag, Other()

Quality of material (材質) : Paper, Other()

Labeling (表示の内容) :

Transport and distribution methods (輸送方法) :

Transport temperature (輸送温度) :

5. Quality management systems applied (品質管理の方法) :

6. Temperature management of storage (貨物の保管温度) :

(別紙様式3)

水産庁加工流通課 御中

都道府県名
課名
連絡先電話番号
担当者名

ベトナム向け輸出水産食品施設登録（変更又は取消し）承認申請書

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成22年8月25日付け
食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1
110号水産庁長官通知）に基づき、関係書類を添えて登録（変更又は取消し）
の承認を申請します。

記

ベトナム向け輸出水産食品登録施設登録確認済み施設リスト

| No. 番号 | Business Name (Appendix 3 - 1.) 事業者名 | | Address (Appendix 3 - 2.) 住所 | | Products registered for export to Vietnam (Appendix 3 - 3.) ベトナム向け輸出水産食品 | |
|-----------|--|-----|------------------------------------|-----|--|-----|
| | 日本語 | 英 語 | 日本語 | 英 語 | 日本語 | 英 語 |
| | | | | | | |

（申請の記載等に関する注意事項）

1. エクセルファイルで作成して下さい。
2. 関係書類
 - (1) ベトナム向け輸出水産食品施設登録確認申請書（別紙様式1）の写し
 - (2) 事業者の食品衛生安全条件の概要（別紙様式2）
(Appendix 3 : Summary on Food hygiene and safety conditions of the food business operator)

(別紙様式4)

〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部(局) 御中

都道府県名
課名
連絡先電話番号
担当者名

ベトナム向け輸出水産食品施設登録(変更又は取消し)に関する情報提供

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知)に基づき、貴部(局)が所管する施設の施設登録(変更又は取消し)承認を水産庁加工流通課あて申請しましたので情報提供いたします。

ベトナム向け輸出水産食品の衛生証明書の発行にあたり、特段のご配慮をお願いいたします。

記

ベトナム向け輸出水産食品登録施設登録確認済み施設リスト

| No. 番号 | Business Name (Appendix 3 - 1.) 事業者名 | | Address (Appendix 3 - 2.) 住所 | | Products registered for export to Vietnam (Appendix 3 - 3.) ベトナム向け輸出水産食品 | |
|-----------|--|----|------------------------------------|----|--|----|
| | 日本語 | 英語 | 日本語 | 英語 | 日本語 | 英語 |
| | | | | | | |

(別紙様式5)
年 月 日

都道府県施設登録担当部局長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ベトナム向け輸出水産食品施設登録事項の変更（取消し）確認申請書

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知）に基づき、下記登録施設の登録事項の変更（取消し）について、関係書類を添えて申請します。なお、変更後に登録施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

記

1. 登録番号
2. 登録施設の名称及び所在地
3. 変更事項
(日本語)
(英語)

(申請の記載等に関する注意事項)

変更にあっては、変更内容が確認できる書類を添付する（例：変更後、新たに取得した営業許可書の写し等。）。

(別紙様式 6)

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

都道府県、保健所設置市及び特別区 衛生主管部（局）長

ベトナム向け輸出水産食品衛生証明書発行機関の登録申請書

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知）に基づき、証明書発行機関として登録を受けたく申請します。

都道府県等符号(Number of authority) :

※保健所の場合は保健所符号を併記すること。

衛生証明書発行機関名称(Name of authority) :

(日本語)

(英 語)

衛生証明書発行機関住所(Address of authority) :

(日本語)

(英 語)

印章(Stamp)

(別紙様式 7)

水産庁漁政部加工流通課長 殿

都道府県水産部局長

ベトナム向け輸出水産食品食用水産品証明書発行機関の登録申請書

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け
食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1
110号水産庁長官通知)に基づき、食用水産食品証明書発行機関として登録
を受けたく申請します。

食用水産品証明書発行機関名称(Name of authority) :

(日本語)

(英 語)

食用水産品証明書発行機関住所(Address of authority) :

(日本語)

(英 語)

印章(Stamp)

(別紙様式8)
年 月 日

〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部(局)長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生証明書発行申請書

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知)に基づき、下記輸出水産食品に係る衛生証明書の発行を申請します。

記

1. 製品の詳細

- ① 輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所:
- ② 輸入者(荷受人:ベトナムの輸入者)の名前及び住所:
- ③ 品名:
- ④ 数量及びネットウェイト(kg):
- ⑤ 施設名、住所及び登録番号(登録番号については、登録施設のみ記載):
- ⑥ 出発港:
- ⑦ 到着港:
- ⑧ 輸送方法(船舶の名称、航空機の便名):
- ⑨ 輸出年月日:
- ⑩ 生産年月日:
- ⑪ 用途:
 日本や他の国への再輸出を目的とした水産食品
 ベトナム国内での消費を目的とした水産食品

2. 誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記1の記載事項が正しいこと。
- (2) 關税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 輸出者は、製造者と密に連絡をとり、本申請事項と輸出貨物の内容とが相違ないことを確認する。
- (4) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (5) 証明書を受け取る際に衛生証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (6) ベトナム政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
 - ① 關連法規に従い、衛生条件の整えられている施設由来の水産食品であること。
 - ② ベトナムの基準に適合することを確認していること。
 - ③ 衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品でありヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。
 - ④ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。

（申請書の記載等に関する注意事項）

- 1. 記入は日本語、英語併記によること。
- 2. 「品名」については、商品や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。
- 3. 生産年月日が複数存在する場合は、全てを記載すること。なお、連続する生産年月日については、○月○日から△月△日までと記載しても差し支えない。
- 4. 衛生証明書発行申請書の記載内容が確認出来る関係書類（インボイスの写し、パッキング・リストの写し、船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し等）を添付すること。
- 5. 登録を省略している施設については、営業許可証の写し等、輸出要件を満たす施設であることを確認するために必要な書類を添付すること。
- 6. 当該貨物が輸入品であり、かつ日本国内で処理を行わない場合は、食品等輸入届出（写し）を添付すること。

(別紙様式9)



Inspection and Safety Division
Department of Food Safety
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

1-2-2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100-8916 Japan Tel: 81-3-3595-2337 Fax: 81-3-3503-7964

HEALTH CERTIFICATE

for fish and fishery products originating in Japan
and intended for export to the Socialist Republic of Vietnam

Reference No:

I . Details identifying the fish and fishery products

① Name and Address of Consigner :

② Name and Address of Consignee :

③ Name and Address of Establishment and its Registration Number :

④ Place of Dispatch :

⑤ Place of Destination(port) :

⑥ Means of Conveyance :

⑦ Date of Dispatch on or about :

⑧ Classification by use :

- Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries
- Processed in Japan for use in Vietnam

Reference No:

| Description of Goods | Weight Declared | Number and Type of Packages | Date (Period) of Production |
|----------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

II . This is to certify that:

The abovementioned products are produced in a manner consistent with relevant laws of Japan and fit for human consumption.

Date of Issue :

Stamp

Certificate-issuing agency and Signature of Inspector

(別紙様式10)
年 月 日

都道府県水産部局長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食用水産品証明書発行申請書

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知)に基づき、食用水産品証明書の発行を申請したく、別紙様式11に関係書類を添えて申請します。

(誓約事項)

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 別紙様式11のIの記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) ベトナム政府が要求する以下の条件を満たすこと。
 - ① 関連法規に従い、要件を満たした施設由來の水産食品であること。
 - ② ベトナムの基準に適合することを確認していること。
 - ③ 監督官庁の監視下で取り扱われた水産食品でありヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。
 - ④ 適切に保管されヒトの消費に適したものであること。

(申請に関する注意事項)

1. 記入は英語によること。
2. 「品名」については、商品や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。
3. (1) 及び (2) の関係書類を添付すること。
 - (1) 生産者の名称が記入され、当該生産者が署名した水揚げの報告書
 - (2) 別紙様式11のIの内容が確認できる関係書類(インボイスの写し等)

(別紙様式 1 1)

Standard Form by Fisheries Agency, Government of Japan

HEALTH CERTIFICATE(for live fish)
for fish and fishery products originating in Japan
and intended for export to the Socialist Republic of Vietnam

Reference No:

I . Details identifying the fish and fishery products

① Name and Address of Consigner :

② Name and Address of Consignee :

③ Name and Address of Establishment and its Registration Number :

④ Place of Dispatch :

⑤ Place of Destination(port) :

⑥ Means of Conveyance :

⑦ Date of Dispatch on or about :

⑧ Classification by use :

- Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries
- Processed in Japan for use in Vietnam

Reference No:

| Description of Goods | Weight Declared | Number and Type of Packages | Date (Period) of Production |
|----------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

II . This is to certify that:

The abovementioned products are produced in a manner consistent with relevant laws of Japan and fit for human consumption.

Date of Issue :

Stamp

Signature of Inspector